

西宮市立学校体育施設利用者の心得

1 施設への立ち入りについて

- (1) 施設内では土足厳禁とし、活動種目に合った履物を使用すること。
- (2) 上履き等を履いたまま施設外へ出ないこと。
- (3) 学校に指定されたトイレのみを使用すること。
- (4) 学校に指定された更衣場所で着替えを行うこと。

2 利用時間について

- (1) 決められた利用時間を遵守すること。
- (2) 利用後の清掃、原状に復する作業は、利用時間内に行うこと。

3 学校備品について

- (1) 事前の許可を得ずに学校備品を使用しないこと。
- (2) 許可を得て使用した用具や移動させた器具は所定の場所に戻すこと。
- (3) 使用していた学校備品が破損した場合はすみやかに学校に報告すること。
- (4) 学校内に許可無く備品を保管しないこと。
- (5) 保管の許可を受けた備品は必ず指定された場所に保管すること。
- (6) 保管されていた備品が紛失・破損しても、学校及び教育委員会はその責めを負わない。

4 利用後の施設及び設備の原状回復について

- (1) 戸締りの方法については学校の指示に従うこと。
- (2) 学校より鍵を貸与された場合は、厳重に管理をすること。
- (3) 清掃及び原状に復する作業を行うこと。
- (4) 消灯の確認をすること。
- (5) ゴミは必ず持ち帰ること。

5 事故の責任について

- (1) 傷害事故防止のために、万全を期して利用すること。
- (2) 利用時におけるトラブル（盗難・事故等）について、学校及び教育委員会は
その責めを負わない。
- (3) 施設及び設備を破損した場合は、直ちに学校及び教育委員会へ申し出るとと
もに、その損害を賠償すること。

6 遵守事項

- (1) 活動者名簿記載者のみの利用とし、利用後は「西宮市立中学校体育施設利用報告書」を学校に提出すること。
- (2) 施設利用時には必ず責任者もしくは副責任者が立ち会うこと。
- (3) 自己の都合により利用しない場合は、学校へ連絡すること。
- (4) 利用に支障をきたさない範囲で節電に努めること。
- (5) 他の施設利用者がある場合は迷惑にならないように配慮すること。
- (6) 利用にあたっては、緊急時の避難経路の確認・確保など安全対策を図ること。
- (7) 利用中に火災、その他重大な事故が発生したときは、直ちに適切な措置をとり、学校・警察署・消防署等関係機関に連絡すること。
- (8) 学校及び教育委員会の指示に従い、注意を守ること。

7 行為の禁止

- (1) 学校敷地への自動車等の乗り入れまたは駐車。
- (2) 敷地内への動物の帯同。
- (3) スポーツ時の水分摂取以外での敷地内における飲食。
- (4) 申請した活動種目以外の目的での利用。
- (5) 飲酒及び酒気帯びでの利用。
- (6) 敷地内での喫煙及び火気の使用。
- (7) 許可した場所以外の施設の利用及び立ち入り。
- (8) 許可のない寄付の募集。
- (9) 営利にあたる金銭の徴収行為。
- (10) 政治・宗教活動また営業を目的とした行為。
- (11) 近隣住民に対する迷惑行為。
- (12) その他学校運営上支障となるような行為。

8 使用許可の取り消し

- (1) 利用者が遵守事項・行為の禁止事項等を守らないとき。
- (2) 利用者が学校及び教育委員会の指示に従わないとき。
- (3) 学校及び教育委員会が緊急に施設を使用する必要性が生じたとき。